

## 別記様式第 2 号

### 会議の概要報告

会議の名称	地域包括支援センター運営協議会
1 開催日時	平成 21 年 5 月 28 日 ( 木 ) 13 時 30 分 ~ 15 時 10 分
2 開催場所	佐野市総合福祉センター 2 階会議室
3 委員等の人数	15 人
4 出席委員等の人数	13 人
5 議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 佐野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について</li> <li>2 . 平成 20 年度事業報告について</li> <li>3 . 平成 20 年度決算報告について</li> <li>4 . 平成 21 年度事業計画 ( 案 ) について</li> <li>5 . 平成 21 年度予算 ( 案 ) について</li> <li>6 . 指定介護予防支援業務の一部委託について</li> <li>7 . 地域包括支援センターの分割増設に伴う事業者の公募について</li> <li>8 . 選考委員の選出について</li> <li>9 . その他</li> </ol>
6 会議の公開・非公開の区分	<p>公開 一部公開 非公開 一部公開・非公開の理由</p>
7 傍聴者の数	0 人
8 会議資料の名称	平成 21 年度第 1 回佐野市地域包括支援センター運営協議会 資料 1、資料 2、資料 3
9 会議の概要 ( 発言の要旨 )	別紙のとおり
10 その他	

## 平成 21 年度 第 1 回

### 佐野市地域包括支援センター運営協議会質疑応答抜粋

〔開催日時等〕

日時：平成 21 年 5 月 28 日（木） 午後 1 時 30 分～

場所：佐野市総合福祉センター（2 階会議室）

今回は、平成 20 年度の事業報告および決算報告、平成 21 年度の事業計画案および予算案、地域包括支援センターの分割増設に伴う事業者の公募についての議論を中心に運営協議会を開催いたしました。また、運営協議会閉会后、地域ケア会議において事例検討会の報告を行いました。

#### 資料 1

##### (1) 佐野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について

###### 地域包括支援センター運営協議会庶務の変更について

秋山会長	これは、協議事項というよりも名前が変更になったというだけですので、皆さんにご了解していただければそれによろしいのではないかと思います。
------	---

##### (2) 平成 20 年度事業報告についておよび (3) 平成 20 年度決算報告について

###### 相談対象者の家族構成について

毛塚委員	6 ページの (2) 対象者の家族構成のところ、その他が 850 件ということで、主なものはどんなものがあるのですか。
川崎主査	ここでは、高齢者だけの暮らしをしているか、他の世帯の方がいらっしゃるかという形で分けているものですから、詳しい把握はしていません。

###### 権利擁護業務に関すること（虐待）について

毛塚委員	もう一点、8 ページの (6) 権利擁護業務に関することの内訳（延べ数）で虐待にすることが非常に多いということですが、新聞などで虐待するのは、長男が多いということですが、この内訳は分かりますか。
山田管理者 (地域包括支援センター佐野市民病院管理者)	ケアマネジャーさんから相談があったケースに関しては、男性、息子さんが多いというか、息子さんが（虐待者であるケースが）何件か記憶にあります。

###### 地域におけるネットワーク構築について

池澤委員	9 ページをご説明いただきたいのですが、ネットワーク構築はとてもケアマネジャーとしても関心事であります。地域の関係機関団体との連携会議開催で、市民病院とさの社協、かなり数的に差があるのですが、関係機関というのは具体的にどんな所とどんな会議を開いているのかを教えてください。
------	--

岡田所長 (地域包括支援センターさの社協所長)	ネットワーク構築に向けて色々と呼びかけをしていくということで、会議までは至らなかったのですが、あちらこちらに出向いた件数を今回あげてしまったため、大幅に数が増えました。地域に出向いて、今後やっていくということで、今年度に向けて取り組んでいます。これは、会議というよりも、出向いて行って相談したり話を聞いたり、こちらの件数が大幅にあがってしまっていますのでご了解ください。
山田管理者	ネットワーク構築のところなのですが、ここにあがってくる数字というのは、包括支援センターが主催した会議や連絡会ということですので、市民病院ではケアマネ支援ということで佐野市のケアマネジャー連絡会の事務局としてお手伝いしたりしているのですけれども、そちらに関しての数字はここには載りません。
<b>権利擁護に関すること(困難事例への対応)について</b>	
嶋田委員	(6)権利擁護業務に関するこの内訳のところ、困難事例とはどんなことがあったのですか。
山田管理者	ケアマネジャーさんが関わっている場合と、民生委員さんからご相談が来る場合があります。 ケアマネジャーさんからの場合には、認知症が進んでいて自覚のない方や権利侵害ですね。ご本人のお金を他の方が使ってしまうと生活が困窮したり、権利擁護につながるような相談があります。
<b>平成 20 年度決算について</b>	
秋山会長	22 ページの下から三行目、委託料戻入とはどういう意味ですか。
川崎主査	さの社協の場合ですと、決算が終わりまして実際に変更契約という形で収支が差し引きゼロになっているのですが、市民病院は青葉会の決算がまとまっていないため、委託料が返還されておりません。返還していただいて、収支が差し引きゼロになるという意味で、載せるところがなかったものですから。
秋山会長	受託金が減ることになるのですね。
川崎主査	そうです。
秋山会長	もう一つは、23 ページの指定介護予防支援事業所の収支ですけれど、これは余りませよね。
川崎主査	余ります。
秋山会長	収支の合計がいくら余ってそれをどうするかというのが書いていないと…。
川崎主査	余った分は、社協と市民病院の収入ということです。
秋山会長	次年度繰越金ということで書かないと、決算書にならないでしょう。
川崎主査	地域包括支援センター相談業務と介護予防プラン作成においては、人件費が非常に大きく占めるものですので、按分の仕方もありますが、来年度に向けて、このあたりの収入の部分について協議していきたいと思っております。
秋山会長	こういう事業は、人件費が 90 パーセント近いのは分かっているのですが、それは余ったら余ったで、決算書上で出しておかないと、ということで。

(4) 平成 21 年度事業計画 (案) についておよび (5) 平成 21 年度予算 (案) について

平成 21 年度予算 (案) について

毛塚委員	20 ページ (20 年度) の人件費の職員俸給について、所長以下 4 名の方が記載されていますが、30 ページ (21 年度) の方は 3 名で看護師が除かれているのですが、今回減らしたということですか。
川崎主査	平成 21 年度の方が、所長、社会福祉士、主任ケアマネジャー、3 人分しか載っていないということですね。こちらも看護師が入っています。
毛塚委員	平成 21 年度も 4 名分ということによろしいわけですね。
川崎主査	はい。
嶋田委員	30 ページの事業費の中で、業務委託料のランチ委託料というのがございますが、21 年度は 12 カ月分入っているのでしょうか。
川崎主査	1 年分ということです。
渡邊委員	33 ページで介護予防サービスの計画作成料というのがありますが、ここは、包括と委託は (数値が) 逆ということですね。そうであれば、包括が少ないですね。主体として包括が支援で予防プランを立てなければならぬのに、委託が多いというのは、仕事の内容が少ないのでしょうか。それとも、委託に頼っているのでしょうか。
川崎主査	12 ページを見ていただきますと、さの社協のは、独自の包括作成分が 18 年度、19 年度と伸びているのですが、市民病院は 19 年度、20 年度と変わらない状態です。この部分で、どうしても職員の数などもあるのではないかと思います。この部分は委託でやっているため、委託料が入るとその分の金額を事業者に払っているというようなパターンとなっております。
渡邊委員	予防プランはあくまでも包括がしっかりやっていただきたいというのが希望なので、きちんと包括部分で予防プランを立てていただいて、在宅の方は、在宅の介護度のある方のプランをしっかり立てるというきちんとした方向性を持っていただければと思います。
川崎主査	各包括支援センターと協議していきたいと思います。
大木委員	収入だけで見ますと、例えば、さの社協は 39,960,000 円が平成 20 年度の収入、41,990,000 円が平成 21 年度の予算になっています。 佐野市民病院は、平成 20 年度の決算が 34,670,000 円で、平成 21 年度の予算は、32,740,000 円と減った予算になっています。 ということは、さの社協はこれからもっと一生懸命やるつもりはあるのだけれど、市民病院は事業を縮小するつもりであると判断してよろしいのですか。
川崎主査	縮小ということはないのですけれども、予算の方も第 4 期介護保険計画により決まっていますので、それに合わせて受託金等も決めさせていただいています。昨年度というよりも、その部分で大体決まってしまうものなので、縮小というのは考えていません。

## 平成 21 年度事業計画（案）について

池澤委員	<p>24 ページについて（1）介護予防ケアマネジメント事業（特定高齢者）ですが、認定審査会で申請を出して非該当になった人は、連携して特定高齢者として拾えるシステムがあるのかというところが一つの疑問です。</p> <p>また、（2）に対しては、ネットワーク作りの構築ということで、災害時のネットワーク作りをどうしていこうかというのが悩みの種です。災害時にヘッドは誰になるのだろうか。医者だろうか、ケアマネだろうか、包括だろうか、ということで、その辺を盛り込んだ構築をして欲しいと思っています。</p>
川崎主査	<p>特定高齢者ですが、要介護認定申請をして非該当となった方は、そのまま特定高齢者になるのではなく、生活機能評価を受けて、特定高齢者を決定します。</p> <p>非該当となった方には、生活機能評価を受けてくださいというような案内を出させてもらっています。</p> <p>もう一点がネットワークの構築ということで、新型インフルエンザの方でネットワークの構築が大切だというを感じておりますので、今後協議させていただきたいと思えます。</p>
秋山会長	危機管理もぜひこれから取り組んでください。

## （6）指定介護予防支援業務の一部委託について

特に質疑応答なし。

## 資料 2

## （7）地域包括支援センターの分割増設に伴う事業者の公募について

秋山会長	<p>これは、今ある地域包括支援センターと配置の職員だとか内容だとか運営委方法だとか、委託事業者の条件までは変わらないわけですね。</p> <p>今の地域包括支援センターと同じ内容だということであれば議論する必要はないわけですね。</p>
安良岡係長	そうですね。
秋山会長	<p>地域包括支援センター事業者の選考方法、これは新しいですね。応募の手続きのところまでやっていきますかね。</p> <p>これは佐野市のホームページに掲載すると。応募の期間は平成 21 年 6 月 22 日から 7 月 10 日までとすると。提出場所は、いきいき高齢課の地域支援事業係。あとは書式に則ってやってもらう。そういうことでよろしいですね。</p> <p>それから選考委員を選出することについても何かご意見ありますでしょうか。選考委員を選出した後は、協議会はやらないのですか。</p>
安良岡係長	選考委員さんに募集する事業者を選んでいただいて、それを運営協議会で決定することになります。

秋山会長	<p>それを市長の指名を受けるということですね。これは、介護保険の事業計画、議会でも承認されていることですよ。2カ所を4カ所にするというのはね。</p> <p>選考委員の選出ということで、何かご意見ございますでしょうか。一応5名くらいが妥当だと思うのですが、もしなければ、何か事務局の方で提案があれば。</p>
安良岡係長	<p>事務局の方の案としまして、今回募集する圏域の中にあって直接関係のある事業者の方を除きまして、運営協議会委員名簿にあります選任区分ごとに選出していただけたら、運営協議会の意向も反映できるのではないかと考えました。</p> <p>運営協議会委員さんの名簿の中から選任区分という欄があるのですが、その選任区分の中の佐野市介護保険事業推進委員会の推薦を受けた者の中から、市民の立場で一番関わりの深い民生委員代表で選任されている小沼委員さんと、市内の介護サービス事業者代表で当運営協議会の副委員長であります嶋田委員さん、介護保険指定事業に従事する者の区分から渡邊委員さん、介護支援専門委員の区分から池澤委員さん、関係行政機関の職員の区分から、日頃より高齢者福祉や介護保険業についてご指導いただいております栃木県安足健康福祉センターの毛塚委員さんに選考委員の委員長として選出していただければと考えております。</p>
秋山会長	<p>以上、事務局より5名の委員さんが指名されたわけですけど、この点につきましてはご意見ありますでしょうか。特に委員長として毛塚委員さんにやっていただく、これは中立性を保つということで非常に良いのではないかと思います。では、拍手で（賛成）お願いいたします。5名の委員さん、非常に多忙なところ大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。具体的には委員さんは、これから何をされるのでしょうか。</p>
安良岡係長	<p>委員さんには、公募の受付が終了いたしましたら、提出された書類を選考基準に整理しまして、選考基準表のようなものを考えておりますので、それに合わせて採点していただき、皆さん持ち寄ってご協議して選考をお願いしたいと思います。その結果を包括支援センター運営協議会で報告して承認いただいて、それから業者の発表を行いたいと考えております。</p>
秋山会長	<p>大体7月いっぱいぐらいの予定ですかね。8月にちょっと入ってしまうかもしれませんが。締め切りが7月10日ですので、それ以降7月下旬に選考委員会と。</p>
安良岡係長	<p>資料2の6ページに公募・委託スケジュールということで、6月から7月にかけて公募の受付を、7月10日が受付終了ですから、締め切って書類検査をして、それから選考委員会の方を開かせていただいて、その決まったことを運営協議会の方で決定していただきたいと思います。それで8月に発表となります。</p>

### 【(8) その他】

特に質疑応答なし。



**資料 3****佐野市地域ケア会議設置運営要領第 7 条に係る事例検討会報告**

秋山会長	警察の方にお聞きしたいのですが、虐待というのはご本人だけではなくて、介護職とか看護職とか女性の方が多いのですが、身に危険を感じることもあるんじゃないかと。そういう場合には、警察の関与はどの程度出来るものでしょうか。
石島委員	警察の介入ということになりますが、当然に事件に至らない段階でも警察は当然入れます。事件性の恐れがあるという場合は、言っていただければうちの方もどんどん行きますので。 それ以前として、自助努力はしていただきたいと思います。ただ単に会話に応じないからといって呼ばれても困ってしまうので、その点だけはお願ひしたいと考えています。
秋山会長	本当に困った場合だけですけどね。出来るだけそういうことのないように努力しないといけないのですが。何かご意見あります。お金の問題、後見の問題、色々あるのですね。これは、会議は何回くらいやっているのですか。
早川主査	課長名で 5 回開催しています。
秋山会長	結論は大体出るのですね。
早川主査	今のところ、何とか落ち着いています。
秋山会長	それではご意見なければこの辺で終わりにしたいと思います。長時間に渡りまして色々議論していただきましてありがとうございます。 それから選考委員の方には、よろしくお願ひしたいと思います。二回目の運営協議会は、7 月下旬か 8 月には開かれるかと思いますが、その時は、ぜひよろしくまたご参加お願ひしたいと思います。 今日はご苦労さまでした。ありがとうございました。
安良岡係長	ありがとうございました。以上をもちまして地域包括支援センター運営協議会および地域ケア会議を終了いたします。